

外国人の新規入国原則拒否(12月28日(月)から)及び豪州からの全ての入国者(日本人含む)に入国前72時間の新型コロナウイルス検査証明取得の要請(12月30日(水)から)

【ポイント】

- 12月26日(土)、日本政府は、水際対策強化に係る新たな措置を導入し、これにより12月28日(月)から明年1月末までの間、豪州を含む全ての国・地域からの外国人の新規入国の原則拒否等を決定しました。
- 豪州から帰国する日本人については、12月30日(水)から明年1月末までの間、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明が必要となります。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所で14日間待機することを要請されますので、ご注意ください。

【本文】

日本政府の発表は以下のとおりです。以下に記載の内容は下記リンク先からもご確認頂けます。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C090.html

1 全ての国・地域からの新規入国の一時停止

本年10月1日(木)から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが、本年12月28日(月)から明年1月末までの間、この仕組みによる豪州を含む全ての国・地域(既に12月23日(水)及び25日(金)に決定を行っている英国及び南アフリカを除く)からの外国人の新規入国を拒否することとなります。

(注1)上記に基づく措置は、発給済みの査証を所持する者については、原則として入国を認めます。ただし、本邦への上陸申請日前14日以内に英国または南アフリカにおける滞在歴のある者、並びに令和3年1月4日(月)午前0時(日本時間)以降の入国者で、本邦への上陸申請日前14日以内に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)対象国・地域における滞在歴のある者を除きます。

2 本邦から全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止(日本国籍者も対象)

本年11月1日(日)から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めているところですが、本年12月28日(月)から明年1月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域(既に12月23日

(水)及び25日(金)に決定を行っている英国及び南アフリカを除く)からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めないこととします。

3 検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域(英国及び南アフリカを除く)(注1)からのすべての入国者及び帰国者(ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。)について、本年12月30日(水)から明年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施します。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することを要請します。

(注1)該当する国・地域は、外務省及び厚労省において確認の都度、指定し公表します。12月26日(土)現在、該当する国・地域は以下のとおりです。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル

(注2)本邦への上陸申請日前14日以内に注1の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とします

(注3)上記に基づく措置は、12月30日(水)午前0時(日本時間)から行うものとします。今後指定された国・地域については、指定の日の4日後の日の午前0時から実施します。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ(以下リンク)を御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページ(以下リンク)を御確認ください

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(問い合わせ窓口)

○日本国厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○日本国出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)+81-3-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部のIP電話からは、+81-3-5363-3013

○日本国外務省海外安全ホームページ

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(モバイル版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>